

千葉市公園清掃協力団体報償金交付要綱

昭和 6 1 年 4 月 1 日施行

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公園の清掃協力作業を自発的に行う団体に対する報償金の交付について定めて、公園愛護思想の啓発を図り、もって緑と水辺の都市づくりに寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において「公園」とは、千葉市都市公園条例（昭和 34 年千葉市条例第 20 号）第 1 条の 4 に規定する都市公園等及び公園予定地で本市が管理するものをいう。

2 この要綱において「清掃協力作業」とは、次の各号に掲げる作業等をいう。

- (1) おおむね月 2 回以上の清掃及び除草
- (2) 清掃後のごみの袋づめ
- (3) 簡単な整地
- (4) 公園施設の損壊等の連絡
- (5) その他公園の維持管理に関すること

3 この要綱において「団体」とは、本市の清掃協力作業の依頼に対し、承諾をした町内自治会及び子供会等をいう。

(報償金の交付)

第 3 条 報償金の交付は、公園の清掃協力作業を実施し、公園清掃協力作業実施報告書を提出した団体に対して行う。

(報償金の額)

第 4 条 報償金の額は、別表のとおりとする。

(申請及び届出)

第 5 条 公園において清掃協力作業を実施しようとするときは、あらかじめ作業等の位置及び内容について市長と協議した後、公園清掃協力申請書（様式第 1 号）を提出するものとする。

2 清掃協力作業を継続又は中止するときは、公園清掃協力継続・中止届（様式第 2 号）を提出するものとする。

3 団体の代表者の変更があった場合は、公園清掃協力団体代表者変更届（様式第 3 号）を速やかに提出するものとする。

(決定通知)

第 6 条 市長は第 5 条第 1 項又は第 2 項により提出された申請書類の内容を審査し適当と

認めるときは、報償金の交付額を決定し、公園清掃協力決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（報告書の提出）

第７条 清掃協力作業を実施した団体は、次の表の定めるところにより公園清掃協力作業実施報告書（様式第５号）を速やかに市長に提出しなければならない。

区 分	清掃協力作業実施月	提 出 期 限
上 半 期	４月から９月まで	１０月１０日
下 半 期	１０月から翌年の３月まで	３月３１日

（報償金の交付時期）

第８条 報償金は、毎年上半期・下半期に分けて交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和６１年４月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２６年３月１日から実施する。

附 則

この要綱は、平成２９年３月１３日から実施する。

附 則

この要綱は、令和５年３月１０日から実施する。

附 則

- １ この要綱は、令和６年４月１日から実施する。
- ２ この要綱の改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別 表（第4条）

区 分	公 園 面 積	謝 礼 金	清掃用具代等	合計（年額）
A	500 m ² 未満	6,000 円	9,500 円	15,500 円
B	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	12,000 円	9,500 円	21,500 円
C	1,000 m ² 以上 1,500 m ² 未満	18,000 円	9,500 円	27,500 円
D	1,500 m ² 以上 2,000 m ² 未満	24,000 円	14,000 円	38,000 円
E	2,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	36,000 円	14,000 円	50,000 円
F	3,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	60,000 円	14,000 円	74,000 円
G	5,000 m ² 以上 7,000 m ² 未満	84,000 円	18,500 円	102,500 円
H	7,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	120,000 円	18,500 円	138,500 円
I	10,000 m ² 以上	150,000 円	18,500 円	168,500 円

※清掃協力作業の実施回数により、報償金の交付金額を減額する場合がある。